

春日部市公共施設マネジメント基本計画審議会の概要について

1 設置の目的について（公共施設マネジメント基本計画審議会条例 1 条）

市の公共施設マネジメント基本計画及び公共施設等総合管理計画を改訂するため、審議会を設置するものです。

2 所掌事務について（公共施設マネジメント基本計画審議会条例 2 条）

審議会は、市長の諮問に応じ、市の公共施設マネジメント基本計画及び公共施設等総合管理計画の改訂に関する事項を調査審議するものです。

3 委員の構成について（公共施設マネジメント基本計画審議会条例 3 条）

審議会は、10 人以内をもって組織し、「学識経験者」「市内各種団体を代表する者」「公募に応じた市民」により構成されます。

4 委員の任期について（公共施設マネジメント基本計画審議会条例 4 条）

委員の任期は、委嘱の日から審議会が最終的な答申を行う日までとなります（概ね 2 年を予定しています）。

5 会長及び副会長について（公共施設マネジメント基本計画審議会条例 5 条）

審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によって選任されます。

会長は審議会を代表し、全体を取りまとめるとともに議長となるものです。

また、副会長は、会長を補佐し必要がある場合は、会長の職務を代理することになります。

6 会議について（公共施設マネジメント基本計画審議会条例 6 条）

会議は、会長が招集し、過半数が出席しなければ開くことができません。また、議事は、出席委員の過半数で決することになります。

7 意見聴取について（公共施設マネジメント基本計画審議会条例7条）

審議のために必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができます。

8 審議会の庶務について（公共施設マネジメント基本計画審議会条例8条）

審議会の庶務は、総合政策部公共施設事業調整課が事務局として担当します。

9 委任事項について（公共施設マネジメント基本計画審議会条例9条）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定めます。